岡山市広報連絡資料＜レク付き資料提供＞

令和8年11月2日

障害福祉サービス（共同生活援助）の加算の決定の誤りについて

障害福祉サービス（共同生活援助（グループホーム））の支給決定における加算について、誤った決定事務を行っていたことが判明しました。このことにより、障害福祉サービス事業所への報酬支払いが過少となっていました。深くお詫びし、再発防止に努めてまいります。

1 誤決定の内容、対象事業所及び金額

内容：一部の利用者の加算について、決定がなされていなかった、又は、より低い区分の決定がなされていたもの

事業所数：最大22事業所（誤決定の利用者を受入れていた事業所は48事業所）

追加給付見込額：最大5，000万円程度

※事業所数、追加給付額は、今後、事業所側の要件を個別に確認して確定する。

2 経 緯

R8．6	令和8年7月6日付レク付き資料提供を行った加算区分決定の誤りを受けて、支給決定窓口において確認体制を強化したことにより判明
～R8．10	過去5年間（令和3年6月～令和8年8月）に共同生活援助の支給決定があった利用者について点検したところ、新たに複数の誤りが判明
R8.10～	利用者に謝罪し、支給決定を修正開始 事業所に謝罪し、報酬の追加給付手続きについて説明

3 原因及び再発防止策

加算の認定条件に対する認識不足から、今回の誤りが発生したため、以下の再発防止策を講じた。

［障害福祉課］窓口に対して、事務処理要領等の確認の徹底を指示するとともに、加算の要件を再確認した。今後、研修の充実を図っていく。

［各窓口］ 引き続き二重点検による確認を徹底するとともに、担当変更時の引継ぎを着実に行うこととした。

【問い合わせ先】
岡山市　障害福祉課　中西・栗尾　　直通086-803-1235　内線29550・29553

令和8年11月2日

補　足　資　料

1．共同生活援助（グループホーム）のサービス内容、対象者

サービスの内容	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は、これに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者について、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助を行います。
対象者	障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る。）

2．本件の加算

項目	対象者要件	加算要件
重度障害者支援加算	区分６で重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象者(※)	生活支援員の20%以上が、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者である事業所において、実践研修修了者（強行、行動援護、喀痰吸引）作成の支援計画シート等に基づき、個別支援を行った場合
強度行動障害者重度障害者支援加算	区分４以上で障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目の合計が１０点以上の者	生活支援員の20%以上が、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者である事業所において、実践研修修了者（強行、行動援護）作成の支援計画シート等に基づき、個別支援を行った場合
重度障害者支援加算（行動関連項目１８点以上）	重度障害者支援加算又は強度行動障害者重度障害者支援加算に該当する者で、行動関連項目18点以上の者	中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合
強度行動障害者体験利用加算	体験的に利用する者で、障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目の合計が１０点以上の者	生活支援員の20%以上が強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者である事業所で、実践研修修了者（強行）を１名以上配置する事業所において、体験利用を実施した場合

※重度障害者等包括支援の対象者：常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもの

3．支給決定窓口

北区中央福祉事務所　＊	東区福祉事務所　＊	御津支所総務民生課	灘崎支所総務民生課　＊
北区北福祉事務所　＊	南区西福祉事務所　＊	建部支所総務民生課	保健所健康づくり課　＊
中区福祉事務所　＊	南区南福祉事務所　＊	瀬戸支所総務民生課　＊	

＊誤った決定事務のあった窓口です。